

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

審査請求人が令和7年（2025年）6月4日に提起した、尼崎市長（以下「当局」という。）が放置自転車撤去等を行うことを求める審査請求（令和7年度審査請求第5号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

1 審査請求人による申請

審査請求人は、令和6年（2024年）11月以降、当局に対し、尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和57年尼崎市条例第41号。以下「本件条例」という。）に基づき、放置自転車の撤去その他本件条例に基づく厳格対応（以下「放置自転車撤去等」という。）を求める申請（以下「本件申請」という。）を継続的に行ってきた。

2 審査請求人による審査請求

審査請求人は、本件申請に対し当局が放置自転車撤去等を行わないことは不作為に該当するとして、令和7年（2025年）6月4日付けで、当局が放置自転車撤去等を行うことを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求の要件に係る弁明及び反論

(1) 当局の弁明

本件審査請求は、審査請求人が不作為についての審査請求を行う要件たる「法令上の申請権」を有していないため、適法性を欠き却下されるべきである。

行政不服審査法第3条に規定する「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」にいう「申請」とは、行政手続法第2条第3号に規定する自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものを指す。

本件条例第9条の規定に基づく放置自転車の撤去は、特定の者の利益のために自転車等を撤去するものではないなど、放置自転車撤去等は、審査請求人に対し具体的な法的利益を付与する効果が生じるものではない。

したがって、本件申請は審査請求人に具体的な法的利益を付与するものではなく、法律等のいずれにおいても申請権の根拠規定が存在しない。

(2) 審査請求人の反論

当局は、審査請求人が「法令上の申請権を有していないため、本件審査請求は不当なものであり、速やかに却下されるべきである」と主張するが、審査請求人は、法的な申請権の有無についての法律論を争うつもりはなく、尼崎市に暮らす一市民として、日々の生活環境の改善を真摯に求め続けてきたに過ぎない。審査請求人が何度も誠意をもって放置自転車問題の改善を要請してきたことを当局は軽視し続けてきた。

当局の弁明の根底には、「法令上の申請権がないから対応しなくてもよい」という考えがあるのではないかと強く感じている。

2 審査請求の当否に係る主張及び弁明

(1) 審査請求人の主張

当局は、本件審査請求で指摘した生活環境の悪化について何ら問題意識を持っておらず、以下のとおり不作為の違法・不当性は明らかである。

① 組織体制と実態軽視

当局は令和6年（2024年）4月の組織改正において「放置自転車対策担当課」を廃止したが、これは表面的な成果データのみを重視し、現場の実態に向き合わない姿勢の現れである。

② 特定エリアにおける無法状態

中川地下歩道等の問題エリアにおいて、近隣住民の訴えが軽視され、依然として無法状態が継続している。

③ 現地視察による実態確認の要求

審査請求人は、審理員に対し、夕方の時間帯（17時30分または20時30分頃）、特に金曜日や土曜日における現地視察を求める。その光景を直接目にすれば、市の不作為が明確に理解できるはずである。

(2) 当局の弁明

なし。

理 由

1 審査請求の利益の有無について

行政不服審査法第3条は、「不作為についての審査請求をすることができる」者を、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」に限定している。

ここでいう「申請」とは、行政手続法第2条第3号の定義に従い、「自己に対し何らかの利益を付与する処分（中略）を求める行為であって、「行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」と解するのが相当である。

本件申請は、審査請求人が本件条例に基づくものとして当局に対し、放置自転車撤去等を求めるものである。この点、本件条例は、第9条において「放置された自転車等の撤去」を定めているが、これは本件条例第1条に定める「市民生活の安全を保持し、良好な都市環境を保全する」といった条例の目的を達成するために行政がすべきことを定めたものに過ぎず、特定の者に対して何らかの利益を付与するものではない。

したがって、本件申請は、行政不服審査法第3条にいう「申請」には当たらないから、本件審査請求は法律上の要件を満たさない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、主文のとおり裁決する。

以 上

令和8年（2026年）4月14日

審査庁 尼崎市長 松本 眞